広報 よしわら

第38号
9月
昭和38年9月1日

全世帯配布

発行所
吉原市役所
吉原市今泉43の1
電話（代）700番
編集文書課
印刷
富士ニュース社

市勢		人口	
東経	138度41分	国勢調査（35.10.1現）	住民登録 38 6月30日現在
北緯	35度09分		
東西	14.7粁	総数 80.944人	84.741人
南北	25.5粁	男 40.547人	42 625人
面積	174.56平方粁	女 40.397人	42.116人
		16.239世帯	17.963世帯

おじいちやん、おばあちやんいつまでもお元気で
8月22日滝川町老人クラブ〔楽寿会〕結成式で

みんなで考えよう 老人福祉

9月15日・としよりの日

まずいたわりの気持が必要

9月15日は〝としよりの日〟でこの日からとしよりの福祉週間が始まります。吉原市でも市および社会福祉協議会が、婦人会、青少年団体と小中学校の協力をえて、おとしよりを慰め、いたわる敬老の催しを各地区ごとで行ないます。

おとしよりが健康で幸わせな生活を送ることができるよう、みんなで、その対策を考え、福祉増進をはかろうとの目的で福祉週間もつくられています。

しかし、現実はどうでしょう。あなたの家または近所、親戚、どこかにおとしよりがいるはずですそのおとしよりが、毎日の生活を安心して暮してゆける環境にあるでしょうか……長寿と幸せはかならずしも一致しないのが現実の姿のようです。

おとしよりの問題は、老人だけでなく、すべての国民・社会全体の〝古くて新しい問題〟であることを忘れてはなりません。

おとしよりの生活を円満におくらせるためには、家庭内におけるおとしよりのささやかな願いを拒むことなく、お互いに相手の立場を尊重し、進んで温かい楽しい雰囲気の中に抱いてやることが大切です。

おとしよりのいる家庭でうまくいっていないというのは、やはりおとしよりのガンこやヒガミが原因することが多く、また「おれが若い時は……」など口ぐせにいうこれは若い人の反ばつを買うもとともなります。

ところが、ある家庭では、若い人が野球番組ばかりをかけて、としよりをふつぶついわせていましたが、そのうちにこのとしよりがすつかり野球ファンになつて、たいへん明るい家庭になつたようなケースもあります。これは多分、このおとしよりが若い者に同調しようとした結果と思います。いずれにしても陰気にひつこんでばかりいないで、若い者の中にいつしよに溶けこんでいく心構えが必要ではないでしょうか。

若い者も、おとしよりを、あまり老人あつかいしないで、なんでもさつくばらんに話し、たのんだりした方がよいものです。

おとしよりも、社会の現実をよく知り、いたずらに権威に甘えることなく、時流にさからうことなく、社会の一員として責任と義務を負担し、若い人々の人間的要求を十分に理解してゞ慕われるとしよりゞとなるよう心がけたいものです。

人間は老若を問わず、責任あるところに希望と勇気が生れます。人生五十年といつたのは、一昔も二昔も前のこと、今では人生七十年にもなつているのです。

年寄りの日とは

としよりの日は、昭和二十六年制定されたもので、むかし、光明皇后が不幸な老人や病人を救うために悲田院をつくつた日を、中央社会福祉協議会でゞとしよりの日ゞと定め、つづく一週間を老人週間としたものです。

八十八才以上に肖像画

最高令者は斉藤はるさん（西比奈）

吉原市でも、このゞとしよりの日ゞを記念して、市および社会福祉協議会の共催のもとに、婦人会青少年団体と小中学校の協力を得て、各地区ごとに敬老慰安の行事をおこなうことになりました。

この日には記念品が贈られるほか、各地区婦人会に経費を委託して、演芸、その他慰安の行事が盛大におこなわれます。

今年の対象者（七十才以上）は西比奈二丁目・斉藤はるさん（九十五才、明治元年二月四日生れ）を最高令者に次のとおりです。

男一、〇〇三名
女一一、五二九名
計一二、五三二名

なお、今年も全日本肖像美術協会（代表一馬組寿孝氏）の好意により、八十八才以上（昨年、一昨年に受けた方は除く）の方々に肖像画が贈呈されることになりました。

計量器の定期検査

9月2日～21日まで

吉原市では、昭和三十八年度の計量器定期検査を九月二日から、二十一日まで実施します。

計量器定期検査は、計量法という法律にもとづいて取り引きまたは証明のために使う計量器を検査するもので、この目的は、使用者の計量器を基準器によつて検査し不正計量器には修理を命ずるなど計量法に違反することを未然にふせいで計量の安全を保つことにされています。

なお、受検日時は事前調査にもとづいて連絡しますが、あらたに事業をはじめた方や、その他の理由で調査もれの方は該当検査場で必ず受検してください。

日程は次のとおりです。

▼9月2日（市立体育館）
（午前9時―午後2時）
東本通り一、二、三丁目、佐田原一、二、三、四丁目、青島、荒田島、新通り一、緑町、日蔭、春日町、津田、八代町

▼9月3日（市立体育館）
石坂、西国頭、東国頭、錦町、新追町、西仲町、伝馬町

▼9月4日（市立体育館）
宮川町、日吉町一、二、三丁目、昭和通り、住吉町、幸町、西本通り

▼9月5日（市立体育館）
本町一、二、三、四丁目、宮町、大和町

▼9月6日（伝法小学校）
倉木、片宿、中柿、田端町、上田端町、瓜島、弥生町、伝法町一、二、三丁目

▼9月7日（伝法小学校）
千代田町、中村町、上中町、長者町、三日市、宮の上

▼9月9日（今泉農協）
田宿、御殿、吹上、寺市場、市場、一の宮、立小路、佐田橋、栄町、富士見町、新橋

▼9月10日（今泉農協）
水の上、鍛治町一、二、三丁目、駿河台、泉町、緑ケ丘、仲町一、二丁目、和田町一、二丁目、上和田一、二丁目

▼9月11日（今泉農協・北部支所）
（午前9時―正午）
一色、神戸一、二丁目、今宮、

▼9月12日（大淵小学校）
（午前9時―午後2時）
大淵支所管内

▼9月13日（原田農協）
原田支所管内

▼9月14日（吉永農協）
吉永支所管内

▼9月16日（須津農協）
須津支所管内

▼9月17日（西船津共同作業所）
（午前9時―正午）
浮島一、二、三丁目

▼9月18日（元吉原支所）
（午前9時―午後2時）
元吉原支所管内

▼9月19日・20日
所在場所検査

▼9月21日（市立体育館）
（午前9時―午後2時）
都合により、指定期日に受検できなかつた方

老人福祉法が施行
おとしよりの生活を守る

おとしよりの生活を安定させ健康を守ろう、との目的できる八月一日から老人福祉法が施行されました。

これは、長年にわたり、社会につくしたおとしよりを敬愛してはならない仕事を次のように規定してあります。

（法では、六十五才以上を老人年令と定める）

①市町村長は、老人健康診断をして、必要な健康指導をしなくてはならない。

②事情によつては、養護施設などへ収容またはあつせんをする。

③老人についての相談に応じ、指導をしなくてはならない。

④老人クラブの活動指導をする。

これらの実務があり、児童の健全育成について地域社会の共同責任があると同じように、おとしよりについても、社会で敬愛保護しなくてはなりません。いずれにしても、おとしよりの福祉増進をはかるため、みんなでもう一度、おとしよりの問題を根本から考えなおす必要があるではないでしようか。

老人になるほど労働力も低下し、収入も少なく生活が苦しくなつてくるし、老人世帯についても、都会ほど家族構成がうまくいかず、別居する老人が増えてゆく傾向にあります。

このような問題を少しでもやわらげようと作られた老人福祉法には国および地方公共団体がそらなくてはならない仕事を次のように規定してあります。

（法では、六十五才以上を老人年令と定める）

①市町村長は、老人健康診断をして、必要な健康指導をしなくてはならない。

②事情によつては、養護施設などへ収容またはあつせんをする。

③老人についての相談に応じ、指導をしなくてはならない。

④老人クラブの活動指導をする。

これらの実務があり、児童の健全育成について地域社会の共同責任があると同じように、おとしよりについても、社会で敬愛保護しなくてはなりません。いずれにしても、おとしよりの福祉増進をはかるため、みんなでもう一度、おとしよりの問題を根本から考えなおす必要があるではないでしようか。

ガンの赤信号十カ条

早期発見でなおる

早期発見でガンは治すことができます。ガンにかかると死を待つより他はないというのは昔の話。ガンは初期のうちに発見できれば治すことができます。

そのためには、年に二度の定期検診を受け、自分でもガンの赤信号に注意する姿勢が望ましい。ガン年令に達していないからといつた油断は禁物。幼児から老人までガンはどの年令層にもできます。ガンの赤信号をみつけしだい、ガン専門医に相談することです。

医療品、医療器具の進歩、放射線療法の開発によつてたとえガンにかかつても、一〇〇%まではいかないが、ガンの再発を防げます。

①原因がわからず、痛みもないのに、痩せてきて、顔色がわるくなり、貧血してくることがないか。（すべてのガン）

②ながらく胃腸の具合がわるくないか、食欲はおとろえないか。（胃ガン）

③おりものがふえたり、血がまじつたりしないか。不定期出血や接触出血はないか。（子宮ガン）

④乳房のなかにながく消えないシコリはないか。（乳ガン）

⑤ものをのみこむとき、つかえるような気がしないか。（食道ガン）

⑥便通の調子がくるつたり、血がまじつたりしないか。（大腸ガン・直腸ガン）

⑦セキがながく続いたり、タンに血がまじつたりしないか。（肺ガン）

⑧声がかすれて、ながく治らないことはないか（喉頭ガン）

⑨口の中や皮膚に、治りにくい潰瘍はないか。（舌ガン・皮膚ガン）

⑩尿の出がわるかつたり、血がまじつたりしないか。（腎臓ガン、膀胱ガン、前立腺ガン）

（八月一日付け朝日新聞PRのページより）

九月メモ

【衣】
着ないと思うものは、手でもみ洗いします。えりとかそで口には汗や油がしみこんでいて、取り出してみたら変色していたということがありますから、ていねいに洗っておくことがたいせつです。

夏の背広、カヤなどの洗たく法があちこちの記事にみられますしかしこういうものには取り扱い方のコツがあつて、ちよつと失敗したなと思うと、もう形がくずれて台なしになつてしまいます。「もちはもちや（ー）」ー（物事にはそれぞれの専門家があるということ）のことわざどおり、信用のおける本職の洗たく屋にまかせた方が無難です。

九月にはさんまが解禁になりたくさんのさんま船が出航します。魚の値段もかなりはりますが、さんまは秋の味覚の代表として、栄養もたつぷりありますからせいぜい食べることにしましよう。

さんまは塩焼きが一番ですが、かんたんな料理だけに、とくに新鮮なものをえらびます。

ピンとはり切つてきずがなく、目のきれいな、腹わたの出ていないものを買います。

焼く時は、よくおきた炭火に、油をぬつた金網をのせ、あつくなつてからさんまをのせると、きれいに焼けます。魚から落ちる油がもえると、魚が黒くいぶりますから、炎はうちわで消しながら焼きます。もし、フライパンを使う時は、しよう油にしようが汁を入れたものにつけてから焼くと、いくらかくさみがとれておいしくなります。

【住】
ヨシ戸など、あと十カ月は不用のものですから手入れを念入りにして、始末しておきましよう。

下旬には、台所の清掃もだいじな九月のおしごとです。まず天じよう、カベのスス払いから、ホウキに古ネルの袋をかぶせ、そつとふきとるように払うと、下へ舞いおりるのが防げます。戸ダナは開けて、熱湯でしぼつた布でふき、しばらく風を通します。

【食】
なお、今年も全日本肖像美術協会（代表一馬組寿孝氏）の好意により、八十八才以上（昨年、一昨年に受けた方は除く）の方々に肖像画が贈呈されることになりました。